

# 路線の休止又は廃止に伴う事業計画の変更手続（案）

資料 3

路線の休止又は廃止に伴う事業計画の変更申請は原則、路線の休止又は廃止の 6 ヶ月前までに国土交通大臣へ届けなければいけません。当協議会としては、運行計画が現在確定していないことから、道路運送法第 15 条の 2、道路運送法施行規則第 15 条の 4 の規定に基づき、地域協議会（奈良県地域交通改善協議会幹事会）において協議が整っていることを証明すれば、路線の休止又は廃止の 30 日前の届出により、事業計画の変更が可能であることから、当町としてもこの手続で事業計画の変更を行います。

## 事業計画変更方法

①

•奈良県地域交通改善協議会中部地域部会（奈良運輸支局、奈良県地域交通課、奈良県市町村振興課、大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、葛城市、高取町、明日香村及び広陵町）で対面協議の実施に加え、広陵町地域公共交通活性化協議会で協議も必要となる。

②

•奈良県地域交通改善協議会幹事会の分科会（以下「幹事会の分科会」という。）である路線別検討会議で対面協議の実施に加え、広陵町地域公共交通活性化協議会で協議も必要となる。

③

•奈良県地域交通改善協議会幹事会に届出を行い、広陵町地域公共交通活性化協議会を幹事会の分科会とする。

## 理由

- ①又は②の方法で事業計画を変更する場合、対面協議が必要であり、協議に要する時間が多大にかかるということ。
- ③で実施する場合、広陵町地域公共交通活性化協議会の審議結果が幹事会の分科会の審議結果となり、今後事業計画を変更する場合も事務手続き等が簡略化されるため。